

キャリア・地域交流支援助成事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する日本語教室学習支援事業の認定を受けた日本語教室（以下「教室」という。）において、外国人児童生徒（以下「児童生徒」という。）を対象とした、社会的自立に向けたキャリア支援及び日本語を使った地域交流支援の事業実施に掛かる経費の一部を助成するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象者は、教室を主催する団体（以下、「団体」という。）とする。

3 助成対象となる事業

本事業の対象事業は、教室で学ぶ5歳から18歳までの児童生徒（ただし、19歳以上であっても高校等に在学中の者を含む）を対象とした、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、助成対象となる事業に対して、国、県及び県関係団体並びに市町村から補助金その他の助成を受けていないこととする。また、オンラインでの開催も対象とする。

(1) キャリア支援

児童生徒及び保護者に向けた就学・進学につながる取組

(2) 日本語を使った地域交流支援

日本語を使った地域との交流につながる取組

(3) その他、協会が適当と認める事業

4 助成内容

3に規定する助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として協会が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

助成対象経費の区分及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成対象経費	助成金の額
人件費（教室に所属する者に関するものを除く）、諸謝金（教室に所属する者に関するものを除く）、旅費・交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費	年間15,000円 上限とする。

※助成金の額はその内容を審査の上、協会が決定する。

5 助成の申請及び給付

助成の申請及び受給に関する手続きは、半期ごとに団体を取りまとめて行う。

団体は、事業を実施した期の翌月10日（4～9月実施分については10月10日、10～3月実施分については4月10日）までに、キャリア・地域交流支援事業助成申請書助成金申請書兼請求書（様式1）に以下の書類を添付し、協会に請求するものとする。

- ・実績報告書（様式2）
- ・事業実施についての写真
- ・事業に使用した教材や資料、チラシ等の写し
- ・領収書の写し

協会は、書類を審査の上、助成を決定し、請求月の翌月10日（4～9月実施分については11月10日、10～3月実施分については5月10日）までに団体が指定する口座へ給付する。

6 助成の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は、団体に対し助成の取り消し及び返還を求めることができる。

- (1) 団体が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) その他、協会が不相当と認めたとき

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。